越前保と杉崎三ヶ村口

(三)

・ (2) 三年(一五五四)にはその名前を見い出 して見える「新賀」は、すでに天文二十 しない。近世に至って、 にどこを指したのかは必ずしも判然とは しかし三ヶ村なる集落が、杉崎村のほか に比定しうることは明らかと思われるが これが現武生市杉崎町を中心とする地域 上、杉崎三ヶ村に表記を統一しておこう。 村と称される所領である。 つの所領が、 祇園社が越前国内で領有したいまひと 杉崎三ヶ村または杉前三ヶ 杉崎村の枝村と 以下では便宜

前国絵図」には 杉崎村については、慶長年間作成の「越 高六百八拾三石一斗四升(3)

ヶ村であったのではないかと考えられる。 籍内の枝村のごとき集落を総称しての三 すことができるから、こうした杉崎村地

押さえるという事態を迎えていたために、 祇園社もその時流に乗って所領拡大を図

時期の京都は、南朝方勢力が一時これを

と見えており、

さほど規模の大きい集落ではなかったと してよいであろう。

五二)十一月二十一日条であろう。 一杉前事、親禅法眼申状幷予挙状同 進之処、 同可被出御拳云々。

「社家記録」正平七年(=観応三、一三

杉崎が史料上に最初に登場するのは、

提出したということなのであろう。この 眼の申状と、これを推挙する執行顕詮法 印の挙状を、 社領に付属せしめてほしいという親禅法 この記事の言うところは、杉崎を祇園 南朝の後村上天皇のもとへ

がとられていたのである。

また正保三年(一六四六)こととなったのは、次のごとき応安三年 ろうとしていたものと思われる。 杉崎三ヶ村が正式に祇園社領に属する

0 高六百八拾三石壱斗四升 内 越前国知行高之帳」には、 六百五拾四石壱斗四升 田方 杉崎村 (紫草仏祭)

(一三七〇) 十月の後光厳天皇の綸旨に

と記されている。これらから、 畠方 杉崎村は 柴山有(4)

越前国杉前三ヶ村、よってである。

天気如此。悉之、以状。

応安三年十月一日 顕詮法印御房(5)

左中弁判

可被知行者、

為祇園社造営

料が諸国から役夫工米と称して徴収され 社の造営料所として寄付されていること が造営料所として寄付されるという方法 が知られる。前節では、伊勢神宮の造営 てはかかる方法は用いられず、 ている事例を提示したが、祇園社におい この綸旨によると、杉崎三ヶ村は祇園 特定所領

ている。 至って、やむなく次のような目安状を提 もかかわらず、下地の打渡しについては 出して、 園社造営雑掌は応安五年(一三七二)に 一向に沙汰がなされなかったようで、 しかしながらこの寄進の綸旨を得たに その在地遵行を急ぐよう要請し

目安

祇園社造営雑掌実清申、 越前国杉

"这"此書了。貞和元年文和三年延文之比、御教書了。貞和元年文和三年延文之比、被賦当御奉行畢。 但当所事、然而未教 仍可有遵行之由、可被成御奉書於守 料所被下 護方之旨、 右当所者、 同年同月之比就捧申状、 去々年十月一日、為造営 綸旨、被付当社畢維覧之

行、有其沙汰、度論之時、 關古綸旨訴訟之時、 ^{鯩之時} 恩古綸旨訴訟之時、 為門真権少外記奉 恩古綸旨訴訟之時、 為門真権少外記奉 中院中納言家雑掌以捧嘉□元年臨時朝 造営雑掌之由、 任後日 方、 後日 綸旨、可被打渡下地於当社成安三年+月、本安三年+月、任傍例、被渡本奉行権少外記、 為遂急速造作言上如件。 被成厳密御奉書於守 度々被成奉書畢。所

応安五年九月 (斜線を以て抹消せり)

いう部分にあるのであって、すなわち下 雑掌之由、 るに眼目は、「可被打渡下地於当社造営 いささか不分明なところが多いが、要す した目安状の草稿であるために、表現上 被成厳密御奉書於守護方」と 後光厳上皇のもとへ提出 られるから、 って本家職の地位にあり、

う奉書を、 地を祇園社造営雑掌に打渡すようにとい 守護畠山義深に宛てて発給し

目安状において留意すべきところは、下 を得ない状態になっていることが看取さ 地を打渡すなどの現地での所領支配の安 てほしいと要請しているのである。この れる点であって、南北朝中期に至れば、も 定化が、守護権力に全面的に依存せざる

は、とうてい安定した在地支配は望めな あるいは祇園社自身の権力をもってして はや後光厳上皇をはじめとする公家勢力、 い情勢になってしまっているのである。

見てみると、貞和~延文年間(一三四五) なお、 右史料の抹消された部分を子細に

相論を行なっている由が見えており、こ に、中院中納言家と延暦寺根本中堂とが

う。 堂領当社杉前上分事」と記したものが得 の領有権を持っていたことを示していよ 以前に、この両者が当村に対して何らか れは杉崎三ヶ村が祇園社領に寄せられる 後代の史料を見てみると、「根本中

根本中堂は杉崎三ヶ村にと

祇園社は領家

たものと思われ、その彼が一向に年貢米

う。 職を寄付されたものと考えてよいであろ

三年(一三七七)に至って次のような幕 は容易に実現を見なかったようで、永和 かわらず、しかし在地の打渡しについて 府御教書が発せられるに及んだ。 右のごとき目安状が提出されたにもか

被成下 岸五郎左衛門尉以下一類濫妨事、 祇園社造営料所越前国杉前三ヶ村、 付下地於社家雑掌之状、 綸旨也。 早退彼妨、 依仰執達如 可沙汰 所

永和三年十月十七日 畠山尾張入道殿(9) 武蔵守! 判

畠山義深宛てに命じていることが知られ 雑掌に沙汰付けるようにと、 の下司職(あるいは地頭職)を持ってい 五郎左衛門尉は、おそらくは杉崎三ヶ村 る。ここで濫妨を働いたと見えている岸 ので、早く狼藉を排除して下地を祇園社 いて、岸五郎左衛門尉らが押領している これによると、杉崎三ヶ村の下地に 越前国守護

至れば、 ことが知られ、公家権力の衰退の一例と 下達される体制に変質してしまっている を発したと見えているので、この段階に て管領細川頼之が右のごとき幕府御教書 等を上納しようとはしなかったのであろ して注目しておいてよいであろう。 なおこの史料によれば、 天皇の命令が幕府機構によって 綸旨を受け

当村知行の問題の複雑さが根ざしていた。 多くの領主権力が介入していて、そこに たようで、杉崎三ヶ村をめぐっては他に による濫妨が指弾されているのであるが、 人にその責を負わすべきものではなかっ しかしこの在地違乱の問題は単に岸氏一 右の御教書では岸五郎左衛門尉の一類 善来堂雑掌以下方々違乱、 越前国杉前三ヶ村事、止山門中堂幷 專造営之由 全知行、 に、 ŋ して根本中堂と善来堂とが関与している ついで注目されるのは、杉崎三ヶ村に対 的に依拠していることがまず知られよう。 る。この二点の史料から、前述のごとく に守護畠山義深に命じた幕府御教書であ 村の下地を祇園社雑掌に沙汰付けるよう 行を全くするようにと安堵したものであ 点で、このうち根本中堂は本家職の立場

三ヶ村事、 祇園社 祇園執行僧都御房(**和四年) (國際) (10) (四十五日 権右中弁資教所候也。仍執達如件。 造営雑掌実晴申、 早 任 綸旨、止方々違乱、 越前国椙崎 らくはその下向代官であったのであろう。 たのではなかろうか。善来堂雑掌は、恐

執達如件。 可被沙汰下地於社家雑掌之状、 依仰

そしてこの点を踏まえてさらに推測を重

泉山尾張入道殿 (義深) (11) 武蔵守判(細川頼之)

中堂と善来堂の雑掌の関与を排除して知 綸旨で、杉崎三ヶ村に対する延暦寺根本 資教が後円融天皇の意を奉じて発給した 右に引用した史料のうち前者は、 日野 ねれば、前掲永和三年十月十七日幕府御

禁裏の命令の下達が幕府機構に全面 杉崎三ヶ るが、康曆元年(一三七九)十二月に至 有権の複雑な関わり方こそが、杉崎三ヶ って次のごとき後円融天皇綸旨が発給さ つきそうなこととは見えなかったのであ 諸領主権の介入の問題は、 あったことになるのである。 村の在地知行を混乱に導く原因の一つで あったとするならば、こうした各層の領 ったのではなかったろうか。もしそうで 領家職たる祇園社にはこれを上納しなか 来堂の意向に添って年貢米等を上納し、 郎左衛門尉は、この根本中堂ならびに善 教書において濫妨を糾弾されていた岸五 このように杉崎三ヶ村の知行に関する 容易に解決の

後者はこの綸旨を承けて、

天気如此。悉之、以状。 越前国杉前三ヶ村事、 為社領、当知行不可有相違者

こととなった。

れるに及び、ここにようやく決着がつく

の地位に基づいて根本中堂は取得すべき からの介入であったと思われるから、そ

得分を直接に在地から納入させようとし

勘解由次官判康曆元年十二月廿九日

聞之上」と見える点であろう。これは、 その文言中で目を引くのは、 図ってもらい、その奏聞によってようや 軍足利義満に働きかけて天皇への執奏を 業をにやした執行顕深僧都が、武家=将 杉崎三ヶ村の知行が安定化しないことに 社領たることが安堵されたのであるが、 確かなことと言えよう。 の安定化を図ろうとしていたことだけは に室町幕府へ接近し、それによって社領 の段階において、祇園社が次第に積極的 ある。いずれにもせよ、この南北朝中期 げようとはしなかったと考えられるので あまりに、一向に祇園社の提訴をとり上 本中堂の態度がどうなるかを考慮するの の足利義満の奏聞がなければ、 物語っているのである。 く右の綸旨が発給されるに至ったことを この綸旨によって、 杉崎三ヶ村の祇園 換言すれば、こ 「武家 奏 天皇は根 教

ついで披見に及ぶ史料が、応永三年(一 伊勢神宮造営のための役夫工米の催 ?六) 十一月五日に越前国大使に宛て

「所被仰下也、

になると、次のような越前国守護斯波義 ここでは省略することにしよう。 でに前節に引用して検討を加えたので、 促停止を命じた奉書であるが、これはす さらに降って応永十三年(一四〇六) (もと義重) の遵行状が得られる。 祇園社領越前国椙崎三ヶ村事、 去年二月六日安堵并当知行、 可全宝 早任

仍状如件 甲斐美濃入道殿応永十三年閏六月十七日 (花押)

寿院玉寿丸代所務之由、所被仰下也。

り、さらにこれを承けて越前国守護斯波 応永十二年(一四〇五)二月六日に将軍足 教)に発して、玉寿丸代官の所務を全く 利義持が安堵の御判御教書を発給してお 院玉寿丸が領有することにつき、 前に杉崎三ヶ村等の所領を親父より継承 ことと考えられ、 この玉寿丸は、 するようにと命じていることが知られる。 義教が右の書下状を守護代甲斐祐徳(将 この 史料によると、 のちに執行になる顕宥の 彼は応永十二年二月以 杉崎三ヶ村を宝寿 去年— ばこそ、

となのである。 六日安堵」によって確認されたというこ 将軍に対して要請し、 していたところから、 それが「去年二月 その譲渡の安堵

んだということなのである。そうであれ守護代宛て書下状(遵行状)の発給に及 を統合してしまって、直ちに右のごとき 管領に在任していたからである。 下達系統をたどる場合には、 要すべき点であろう。幕府命令の正規の 発給していることが窺えるのは、 家御判御教書を承けて直ちに右の文書を 仰下也」とあって、 ったから、それら二段階の文書発給手続 を発すべきところを、同時に守護でもあ 管領義教は、 かと言うと、この時点で守護斯波義教は れてしまっているのである。それはなぜ 右の場合には管領施行状の段階が省略さ 遵行状と順次発給されていくのであるが -守護宛て管領施行状―守護代宛て守護 ところで、この書下状の文言に「所 御判御教書を承けて施行状 守護斯波義教が将軍 仍状如件」とい 御判御教書 つまり

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

泉

混同したような文言が見えているのであ うように、 管領施行状と守護遵行状とを

部を掲載しておこう。 目録において確認されるので、ここで一 ては、享徳四年(一四五五)七月の所領 宥が杉崎三ヶ村等を領有したことについ のことと推測されるのであるが、この顕 なお、 右の史料に見えた玉寿丸は顕宥

…… (中略) …… 丹波国波々伯部保日神供料所。 祇園社領当知行分目録之事

越中国堀江庄内高木。 越前国杉前三箇村感神院田。

…… (中略) …… 展。 「 「 「 「 を 「 を で を し で り 十 一 日 顕 宥(15)

祇園社領に寄進されて以後、これを領有 見てきたところによって、杉崎三ヶ村が ることに注意を払っておきたい。以上に 田地は、 崎三ヶ村内で祇園社に年貢米を上納する この目録によって知られるように、杉 特に「感神院田」と称されてい

> 三人が知られたことになる。 料が得られるので、次に引用して検討を した人物としては、 ついで、杉崎三ヶ村の年貢に関する史 顕詮―顕深---顕宥の

加えることにしよう。 A 祇園社領越前国杉前年貢七貫文、 送進之状如件。 納所法眼

夏一御房(16) 東京九年四月廿七日

思われる。

祇薗執行殿 東明十三 卯月十五日 (ユン) 物弐貫文渡給候。 恐々謹言。 執行代(花押) 杉前年貢候哉。

壬七月十二日 文明十四 段可有催促之旨、 運上者也。 希代次第也。所詮、任先規厳密可有 料所之処、 根本中堂領当社杉前上分事、厳重為 尚々、 在之者、堅可加催促由、衆議候。 于今遅引無勿躰候。若尚遅々儀 猶以難渋之儀在之者、一 寄於事乱世、無沙汰之条、 安居以前先々運上之分、 依衆議折紙如件。 執行代(花押)

ては延暦寺根本中堂が本家職にあたり、

祇園社は領家職にあたる地位であったわ

本中堂領」であったからである。すなわ

先述したように、杉崎三ヶ村にとっ

所 この史料から、杉崎三ヶ村は年貢七貫文 御房は、現地へ下向して在地知行者から を祇園社に上納していたことが知られる。 これは恐らく年貢の総額であろう。夏一 夏一御房なる人物に宛てた年貢請取状で

暦寺に上納しているかというと、次の史 料〇に見えるように、杉崎三ヶ村が「根 けを送付するようにと命じられている。 れていなかったことから、 ては、祇園社よりの年貢の送文が添えら 納しているのである。なおこの圏におい 七貫文のうちから、二貫文を延暦寺に上 祇園社は一旦取得した杉崎三ヶ村の年貢 行に宛てて出した年貢請取状と考えられ それでは祇園社はなぜ年貢二貫文を延 ついでBは、 延暦寺執行代が祇園社 改めて送文だ

たものであろう。

小泉 越前保と杉崎三ヶ村

抗した朝倉孝景・氏景らとの合戦を指し にはいかないので、衆議として、早急に 中堂としてはかかる事態を黙視するわけ 影響しているのであろうが、しかし根本 世」がその理由とされ、在地での混乱が 祇園社はこの上分を納入しなかった。「乱 るに文明十四年(一四八二)においては、 しなければならなかったのである。 本家職の「上分」として根本中堂に上納 年貢七貫文のうちから二貫文を割いて、 けである。このため祇園社は、 その後まもなくの文明十三年(一四八一) ているものと推測される。斯波義良らは に侵攻した斯波義良ら一党と、これに対 の混乱は、越前国を朝倉氏の支配から奪 これを運上するようにと命じているので 九月に加賀国へ放逐されてしまうのであ [すべく文明十一年(一四七九)十一月 上分の無沙汰という事態に及んでしま なおこの「乱世」と称される在地 在地での混乱収拾ははかばかしく そのために杉崎三ヶ村からの年 取得した しか である。 地を知行する領主は、 であった。というのは、 に対しても少なからぬ影響を与えるもの 推移は、 形成されるのであるが、 **倉氏がこれを領国として支配する体制** を良好に保ち、その権力に依存して年貢 う。 背景にして年貢を押領せんと企図すれば また、この在地領主が、 負担に転嫁されることになる。 は直ちに在地領主を通じて在地百姓達の 朝倉氏が軍役や段銭を賦課すれば、それ 朝倉氏の被官人に組織されることとなり、 いるのは、 社が朝倉氏に積極的に接近しようとして 運上を実現させねばならなかった。 めには、なによりもまず朝倉氏との関係 ケ それは比較的容易になしえたことであろ 村の年貢を以後も確保しようとするた 文明年間以降になって、 こうしたことから、 祇園社による杉崎三ヶ村の領有 ひとえにこのためであったの 当然のことながら こうした事態の 杉崎三ヶ村の在 祇園社が杉崎三 朝倉氏の権力を 越前国では あるいは 祇園

例

之御判之事、

被成御申之処ニ、

定自

一方向ニハ被仰

及承候間

自然之為御心得令申候。 出間敷之由御返事之由、 祇園申分可有之間、 ある。

回

干要候。 候者、 清暉軒 被仰調候者干要候。 此使者在庄之事、如前々被仰付候樣 御馳走候者所仰候。恐々謹言。 殿へ具申入候間 近年曾以無運上候 進之候。 如例年差使者申入候。 杉前三ヶ村之儀、 申入候。 御屋形様・同帯刀左衛門尉殿被 公私可為恐悦候。又申入候自就人御公用之事無御由断被仰調 将又 可然樣御取成専用候。将又 御私へ御祈禱物并帯壱筋令 清暉軒御公用之事 被成其御心得 自頼候者、 其趣帯刀左衛門 御屋形様へ次目 可然樣御披露 如賀

は記されていないものの、 作成した書状の草案であって、 泉が天文二十三年(一五五四)十一月に 右の史料は、祇園社執行たる宝寿院常 天廿三年十一月十一月日(文服が)(文服が)(ママン(ヨ)) 恐らくは朝倉 その宛先

露して、 様と並んで名前の見える帯刀左衛門尉と 領主に下されるよう、取りなしてほしい ので、 のために祇園社は、 のすべてがかかっていたのであって、そ おける収取関係を容認するか否かに、 かどうかは、朝倉氏がこうした領国内に 崎三ヶ村からの公用―年貢を確保できる を、その職務としていたのであろう。こ 領を持つ祇園社などの庄園領主との折衝 景栄のことと思われ、彼は越前国内に所 は、一乗谷にあって奉行人を務めた魚住 と依頼していることが知られる。 貢等を代官に納付しないからと思われる 行する在地領主(—朝倉氏被官人)が年 を運上しないが、それは杉崎三ヶ村を知 下向代官たる清暉軒が近年は一向に公用 人物であったのであろう。これによると、 氏被官人のうち特に祇園社と関係のある ・史料から知られるように、 この旨を御屋形様―朝倉義景に披 朝倉氏に年貢収納の安定化を依頼 厳密に完納すべき旨の命を在地 右のごとき書状をも 祇園社が杉 御屋形 そ

いる。 は、 ところで、 公用未進について次のように述べて 右の書状中に見えた清暉軒

「切封ウハ書

清暉軒

為年頭之祝儀五明壱本、

如例年拝領

乗彭_

事候。可被其御心得候。と合テ上成事候。公用者 是ハ新賀之上分之公用なて無之候。 去々年迄引違運上候、四拾貫文二余。 候。表祝儀計候。 其方老者各淵底能可有存候。 如此涯分相調候。 各此数年一向未進候、六拾貫文二余。 祝着之至此事候。 公用者在所も各別 引違申事無曲候。 仍公用之事、 乗彭 (花押) 同百疋進覧之 恐惶々々。 清暉領 給人

十二月七日

での分については「引違」つまり立て替 行を命ぜられた「給人」は、この数年間 六○貫文余りにのぼっている、一昨年ま えて運上したが、それでもまだ未進分は 一向に年貢を沙汰しないので、 すなわち、 宝寿院御報(20 朝倉氏から杉崎三ヶ村の知 未進分が 多年に亘って公用を無沙汰しているとい う点に注目しておこう。

しているのである。

た公用は、 四〇貫文余り残っている、この立て替え て納入したものであって、 清暉軒領からの上分と合わせ 「新賀」から

である。この史料から知られることは 別のことになっている、と述べているの の公用に当たるものではなく、 在所は各

杉崎三ヶ村は朝倉氏が被官人に給地とし

である。ここでは特に、 田地があったこと、そして新賀がすでに この給人が多年に亘って年貢を無沙汰し 村落として成立していること、 地とが存し、そのうちには清暉軒領たる ていること、さらに、杉崎三ヶ村のうち 地領主は給人と称されていること、 て与えた所領で、そのために被官人=-在 として杉崎三ヶ村を与えられた給人が、 には公用を上納する田地とそうでない田 朝倉氏から給分 などの点 また

社としては、その年貢取得の安定化を直 貢未進をくりかえすようになれば、 行なう給人―領主が、ことあるごとに年 このように、杉崎三ヶ村の在地知行を ていたもののごとくに思われる。

用した宝寿院常泉の書状であり、 るのであって、 は次のごときものなのである。 接に朝倉氏に依頼しなければならなくな そのための書状が先に引 あるい

明壱本、 走奉憑存候。別而公私可為御祈禱専用之事為度, 漨 被仰出條様、御馳 当社御祈禱之御守・牛玉・巻数并五 御祈念、 数·五明壱本、令進候。弥御武運長久 披露所仰候。御私へ御守・牛玉・巻 恐々謹言。 重畳可申入候。就中杉前公 如例年令進入候。 可然様御

宝寿院貴報

景栄」

十一月十四日 常泉

明を送って朝倉氏に積極的に働きかけ、 崎三ヶ村からの公用上納には特に意を払 に対して、朝倉氏はこれを受け入れ、杉 である。こうした祇園社からの働きかけ をなんとか確保しようと努力しているの そのことによって杉崎三ヶ村からの公用 このように祇園社は、祈禱の巻数や五魚住帯刀左衛門尉殿御宿所⁽²¹⁾

芳札令披閲候。 白綿弐屯進之候。祝儀計候。 幷五明一本、 仍守・牛玉・巻数頂 欣悦之至候。 随而 委細魚

十二月十七日 七日 延景 (花押) 恐々謹言。

住彦四郎可申候。

「切封ウハ書) 魚住帯刀左衛門尉

聞候之処、目出祝着之旨御報被申候。 可申入之由、 之至候。随而青蚨百疋令進覧候。併 仍御守・牛玉・五明一本拝受、畏悦 御祈禱之御巻数幷牛玉・五明一本申 奉表祝儀計候。委曲同名彦右衛門尉 十一月廿九日 可得御意候。恐惶謹言。 景栄 (花押)

宝寿院貴報(3)

常泉に宛てて、 返礼として白綿二屯を進納すると申し送 されたことに対して礼を述べるとともに、 たものである。署名に延景と見える点 右に引用した二点の書状のうち、前者 朝倉延景 (のち義景)が執行宝寿院 祈禱の巻数や五明を送付 倉氏は、 温存し続けたと言えるであろう。 ながら、

五四八)三月の襲跡から、天文二十一年 から考えると、この書状は天文十七年(一

であることが判る。ついで後者は、この ような朝倉氏の書状に添えて発給された (一五五二) 六月の改名までの間のもの

被官人魚住景栄の添状とも称すべきもの で(ただし直接に前者と関連するもので

銭一○○疋を進呈し、委細については魚 りの巻数等について礼を述べると共に、 ないことは日付から明らか)、祇園社よ

巻数等を送付して勧心を買うことにより、 朝倉氏の祈禱依頼に応じてこれを行ない と努力しているのである。 杉崎三ヶ村の知行安定をなんとか保とう

じたものである。このように祇園社は、 住彦右衛門尉が使者として上洛すると報

られるのであって、その意味では大名朝 の年貢をそれなりに確保しえたことが知 働きかけることによって杉崎三ヶ村から 以上に見たように、祇園社は朝倉氏に

領国内の庄園制的な支配関係を

在地を知行することについては

越前保と杉崎三ヶ村

越前保と杉崎三ヶ村

切られてしまうのである。 まっており、その受領を維持するために 対して行なえることは、単に給人から納 庄園制的土地関係と言うわけにはいくま 行のあり方を重視すれば、やはりこれを 自己の被官人を給人として配置しており、 による越前国制圧によって、 そしてこうした祇園社と杉崎三ヶ村との 付される年貢を受領するにとどまってし に働きかけねばならなかったのである。 できなくなっている。こうした在地知 .園社の権力はもはや一切関与すること 庄園領主たる祇園社が杉崎三ヶ村に 朝倉氏の勧心を買うべく常に積極的 朝倉氏の滅亡、つまり織田信長 完全に断ち

杉原丈夫氏編『新訂越前国名蹟考』巻四、 『八坂神社文書』第一六一八号。 『越前若狭地誌叢書』上巻)。 「越前国絵図」(杉原丈夫・松原信之氏

松平文庫所蔵)。 「越前国知行高之帳」 (福井県立図書館

> 7、佐藤進一氏『室町幕府守護制度の研究』 6、「社家記録裏文書」第二八二号。 社記」御神領部第十四 第四章

8 13 12 11 10 9 四年閏七月十二日、延曆寺執行代折紙。 『八坂神社文書』第一六一四号、文明十 『八坂神社文書』(『大日本史料』第七 「祇園社記」御神領部第十四 「祇園社記」御神領部第十四。 「祇園社記」御神領部第十四 「祇園社記」御神領部第十四

15 14 佐藤氏前注7著書。 「祇園社記」第十二。 「祇園社記」雑纂第九。

『八坂神社文書』第一六一三号。

編之七)

19 18 17 16 21 20 『八坂神社文書』第一六一八号。 『八坂神社文書』第一六一七号。 『八坂神社文書』第一六一四号。 『八坂神社文書』第八二号。

『八坂神社文書』第八九号。

『八坂神社文書』第八五号

「社家記録裏文書」第二八三号、

たところを、最後に簡単にまとめておこ これまでの検討によって明らかとなっ

給分を取得する一方で、九月九日御節供 司職を譲渡された晴喜法印は、その保司 祇園社に多く残されることになった。保 晴喜法印にその保司職が委ねられること 九月九日御節供のための料所として執行 仲覚法印の計らいにより、闕怠していた を備進する義務を負ったのである。 のために赤飯十三膳と神酒の小瓶子三器 となり、これによって当保関係の史料が 三月に至って、ときの別当たる延暦寺僧 寄せられていたが、嘉元三年(一三〇五) 三世紀以前に別当分社領として祇園社に 越前国衙領であった越前保は、既に十

四)六月に、この越前保を孫の晴賀法限 三四九)九月に至って、日吉二宮彼岸結 を門弟相承することなく、貞和五年(一 に譲渡するのであるが、晴賀法限はこれ 晴喜法印は、降って康永三年(一三四

衆に譲ってしまう。

たって、 なうことをせずに、十方院叡運注記なる ヶ年に亘って納入すると契約していたの を上納しようとしなかったためであった。 になってしまう。それは叡運注記が年貢 保をめぐって複雑な相論が発生すること 人物に委任してしまい、そのために、当 叡運注記はこの越前保の所務請負に当 年貢として毎年一二貫文ずつを一〇 しかしその所務をみずからの手で行 前保を領するようになった彼岸結衆 まず請料三○貫文を納めると共 文が必要であったことが判明したのも重

供料が調進されなくなったので、執行顕 履行しようとはせず、 であるが、しかし彼はこの契約を一向に ことによって、 けたのである。こうした事態が発生した の逐電後はやむなくみずからがこれを備 せるという措置をとり、ついで晴賀法眼 詮法印はこれを本主の晴賀法眼に沙汰さ 祇園社には九月九日御節 年貢銭を押領し続 は、 納入している。それは、現地での催促に 要な点である。

は、史料が得られないために未詳であこの相論の結果がどうなったかについ

しているのである。

には、 れていることが知られるから、 越前保から年貢一〇貫文の上納さ さらに降った応安五年(一三七二) 叡運注記

のと思われる。なおこの相論に関連して、 の所務権は再び彼岸結衆の手に戻ったも の契約した年紀一〇年の終了後は、当保

とが知られ、祇園社は彼との関係を良好 当保の預所が八木清綱なる人物であるこ に保ち続けることにかなりの意を払って いることが注目された。また、京都~越 前国府中の往復旅粮に計二五〇~三五〇

を国催促ではなくして京済という方法で ている史料が得られるが、 ついで応永三年(一三九六)十一月に 伊勢外宮造営料が越前保に賦課され 祇園社はこれ

伴う混乱をできるだけ回避したいという 意図によるものと思われた。そしてこの 史料を最後にして、 越前保関係史料は見

出せなくなってしまうのである。

まひとつの祇園社領たる杉崎(また

は杉前)三ヶ村は、 故地を比定でき、

のは、 暦寺根本中堂と思われ、造営料所として 村は杉崎と新賀を指すものと思われる。 その領家職が祇園社に正式に寄付された 杉崎三ヶ村の本家職を領有したのは延 応安三年(一三七〇)十月のこと 三ヶ村のうちの二ヶ

を行なって、 すについての在地遵行は容易に実現せず、 そのために祇園社は室町幕府に働きかけ であった。 しかしながら、当三ヶ村を祇園社に付 安堵の御教書の発給を請わ

る。 に対しての強引な介入があったからであ 中堂とその代官善来堂による、当三ヶ村 あったためであり、その背景には、根本 郎左衛門尉らが濫妨を働くという事態が 七九)十二月に至ってようやく解決がつ ねばならなかった。それは、在地で岸五 社領としての杉崎三ヶ村の知行が安 そしてこの混乱は、康暦元年(一三

になると、宝寿院玉寿丸(のち顕宥)に ついで応永十三年(一四〇六)閏六月 定化したのであった。

よる杉崎三ヶ村の継承を安堵した前年二

波義教の発給した遵行状が得られる。

の御判御教書を承けて、

越前国守護斯

ているのであるが、それは義教が守護で護遵行状とを統合したような表現になっの遵行状の文書様式は、管領施行状と守

文明年間以降となって、朝倉氏が越前文明年間以降となって、朝倉氏が越前を出たる。という手続きをとっているからである。という手続きをとっているからである。という手続きをとっているからである。という手続きをとっているからである。という手続きをとっているからである。という手続きをとっているからである。という手続きをとっているからである。という手続きをとっているからである。という手続きをとっているからである。という手続きをとっているからであると、十五世紀には、杉崎であると同時に幕府管領にも在任していたのであった。

の勧心を買い、もって被官人―在地領主園社は、朝倉氏に積極的に働きかけてそに滞りがちとなっていく。そのために祇ると、杉崎三ヶ村からの年貢上納は次第国における支配権力を掌握するようにな

であろう。